

平成29年度電気工事業者に係る立入検査結果について

平成30年6月
中部近畿産業保安監督部
電力安全課

1. 立入検査の目的

一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安確保を目的として、電気工事業を営む者の営業所に対し、電気工事業の業務の適正化に関する法律（以下「電気工事業法」という）第29条の規定に基づき立入検査を実施しました。

2. 立入検査の実施件数

平成29年度の立入検査は、当監督部所管のみなし登録電気工事業者1営業所、及び経済産業省所管のみなし登録電気工事業者1営業所に対し実施しました。

3. 検査事項

- (1) 電気工事業法第10条又は第34条
電気工事業法に基づく手続きが適切に行われているか
- (2) 電気工事業法第20条
主任電気工事士が行う一般用電気工作物に係る電気工事の作業管理が十分行われているか
- (3) 電気工事業法第21条
電気工事士等でない者を電気工事に従事させていないか
- (4) 電気工事業法第22条
請け負った電気工事を電気工事業を営む電気工事業者でない者に請け負わせていないか
- (5) 電気工事業法第23条
電気用品安全法による表示が付されていない電気用品を電気工事に使用していないか
- (6) 電気工事業法第24条
絶縁抵抗計その他経済産業省令で定められた器具を備えているか
- (7) 電気工事業法第25条
標識の掲示の有無又は記載事項に誤りはないか
- (8) 電気工事業法第26条
帳簿の有無又は記載事項に誤りはないか、保存期間は守られているか

4. 検査結果

特に指摘事項なし。

5. まとめ

電気工事業法は、電気工事業の業務の適正な実施の確保により一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安確保を図ることを目的としております。

電気工事業法で要求されていることが適正に行われているのか、事業者自ら再度確認していただきますようお願いいたします。